



# 佐賀県公報

平成15年  
12月26日  
(金曜日)  
号外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 公 告

- 内水面における共同漁業の免許 (水産漁業誌) 一
- 佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 ( " ) 一
- 海産漁業調整委員会事項
- ムシコロウ及びビシメネキの採捕の禁止

(佐賀県有明海区漁業調整委員会指示・一六) 三

## ○ 公 告

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第10条の規定により、内水面における共同漁業を次のとおり免許した。

平成15年12月26日

佐賀県知事 古 川 康

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容等
		住 所	氏 名	
内共第1号	内共第1号	佐賀郡大和町大字匠寺1870番地	川上川漁業協同組合	平成15年佐賀県告示第530号の公示内容のとおり
内共第2号	内共第2号	佐賀郡富士町大字古湯797番地	古湯地区漁業協同組合	
内共第3号	内共第3号	東松浦郡浜玉町大字南山3291番地2	玉島川漁業協同組合	
内共第4号	内共第4号	東松浦郡巖木町大字巖木997番地	巖木町漁業協同組合	

内共第5号	内共第5号	東松浦郡相知町大字相知1633番地1第2	相知町伊岐佐漁業協同組合
内共第6号	内共第6号	伊万里市大川町大川野3836番地1	大川町漁業協同組合
内共第7号	内共第7号	東松浦郡玄海町大字諸浦331番地	有浦川漁業協同組合
内共第8号	内共第8号	杵島郡北方町大字大崎3936番地	牟田漁業協同組合
内共第9号	内共第9号	藤津郡塩田町大字馬場下甲652番地	塩田川漁業協同組合

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年法律第77号) 第4条第1項の規定により定めた佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、次のとおり公表する。

平成15年12月26日

佐賀県知事 古 川 康

### 佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、玄海と有明海というそれぞれにまったく異なる特性を持つ漁場で営まれている。平成13年の生産量は64千トン (うち海面漁業漁獲量15千トン)、生産額は232億円 (うち海面漁業48億2千万円) となっているが、その概要は次のとおりである。

##### (1) 玄海地域

対馬暖流の影響下にある外洋性の吉岐水道及び唐津湾、伊万里湾などの内湾があり、また多くの離島や瀬、礁に恵まれて好漁場を形成している。また、唐津港は西日本まき網漁業の水揚げ基地として大きな位置を占めており、水産流通、加工業が盛んである。

漁業就業者数は約2,100人、さらに流通、加工関係への就業者が約3,000人となっており、当地域では水産業が重要な産業のひとつとなっている。

(2) 有明海地域

有明海の湾奥部に位置し、最大6メートルにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が広がる。干潟は、筑後川などの河川の河口域を中心に発達しており、これらの河川によって大量の栄養塩が運び込まれるため肥沃度が高い。

このため、貝類を中心として多くの生物が高密度に棲息しており、エツ、ムツゴロウなど特異な環境に適応した独特の生物が数多く棲息している。

また、のり養殖の好適地として極めて高い生産力を有しているが、平成14年度は栄養塩の低下もあって、のり養殖の生産額は全国第2位となっている。

漁業就業者数は約4,100人にのぼり、水産業が地域経済の大きな柱のひとつとなっている。

2 近年の養殖業を除く漁獲の動向は、周辺海域の資源の減少などの影響により、全体としては減少傾向であり、中高級魚介類も減少傾向を示している。

このため、総生産額は減少傾向を示しており、漁業者の経営は厳しい状況にある。このような状況が続けば、漁業者の減少はさらに続き、また、県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このため、県では従来から「つくり育て、管理する漁業」を推進しており、栽培漁業、資源管理型漁業の推進など、種々の海洋生物資源の保存、管理措置を講じているところである。この結果、漁業者の意識改革もみられ、くるまえび、まだい、ひらめ、うに、あわびなど魚介類の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、特定の魚種については漁獲可能量制度を導入することとし、国の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措

置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度により資源を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、年齢組成等資源の内容、資源をとりまく環境等についての、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。したがって当初データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 なお、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても従来からの資源管理型漁業を推進していくとともに、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

7 本県では該当魚種について県外からの入漁はないが、入漁を受け入れるようになった場合には、漁獲可能量制度について、他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

**第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項**

1 第1種特定海洋生物資源の平成15年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあい】	平成15年1月～12月	若干
【まさば及びごまさば】	平成15年1月～12月	若干

【するめいか】	平成15年1月～12月	若 干
---------	-------------	-----

2 第1種特定海洋生物資源の平成16年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成16年1月～12月	若 干
【まさば及びごまさば】	平成16年1月～12月	若 干
【するめいか】	平成16年1月～12月	若 干

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ、まさば及びごまさば】

まあじ、まさば及びごまさばを漁獲対象とする漁業は、中型まき網（1そらまき）、いわししき網があるが、本県に定められた数量が若干であることから協定制度等による管理は行わない。しかし、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については中型まき網は現状どおり、いわししき網は現状どおりを目標として、従来 of 操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかを漁獲対象とする漁業は、いか釣り漁業があるが、本県海域ではするめいかの漁場が形成されず、混獲による採捕が行われている。本県に定められた数量は若干であり、協定制度等による管理は行わないが、漁獲実績を把握し、現状の操業実態にあった管理を行うことにより、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するため、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握すること

もに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。  
2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、今後とも「つくり育て、管理する漁業」を推進し、種苗放流による資源の添加や小型魚の保護等の取組を進めることとする。

○ 海区漁業調整委員会事項

●佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

平成十五年十二月二十六日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会 長 山 崎 龍 馬

平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの間、次の区域内において、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。

六角川及び福所江川のうち、次の直線A、B及びCによって囲まれた区域（別紙のとおり）

直線A 杵島郡福富町有明干拓福富地区林源林太郎堀排水樋管下流端と六角川住ノ江川口第六号燈標を通る直線

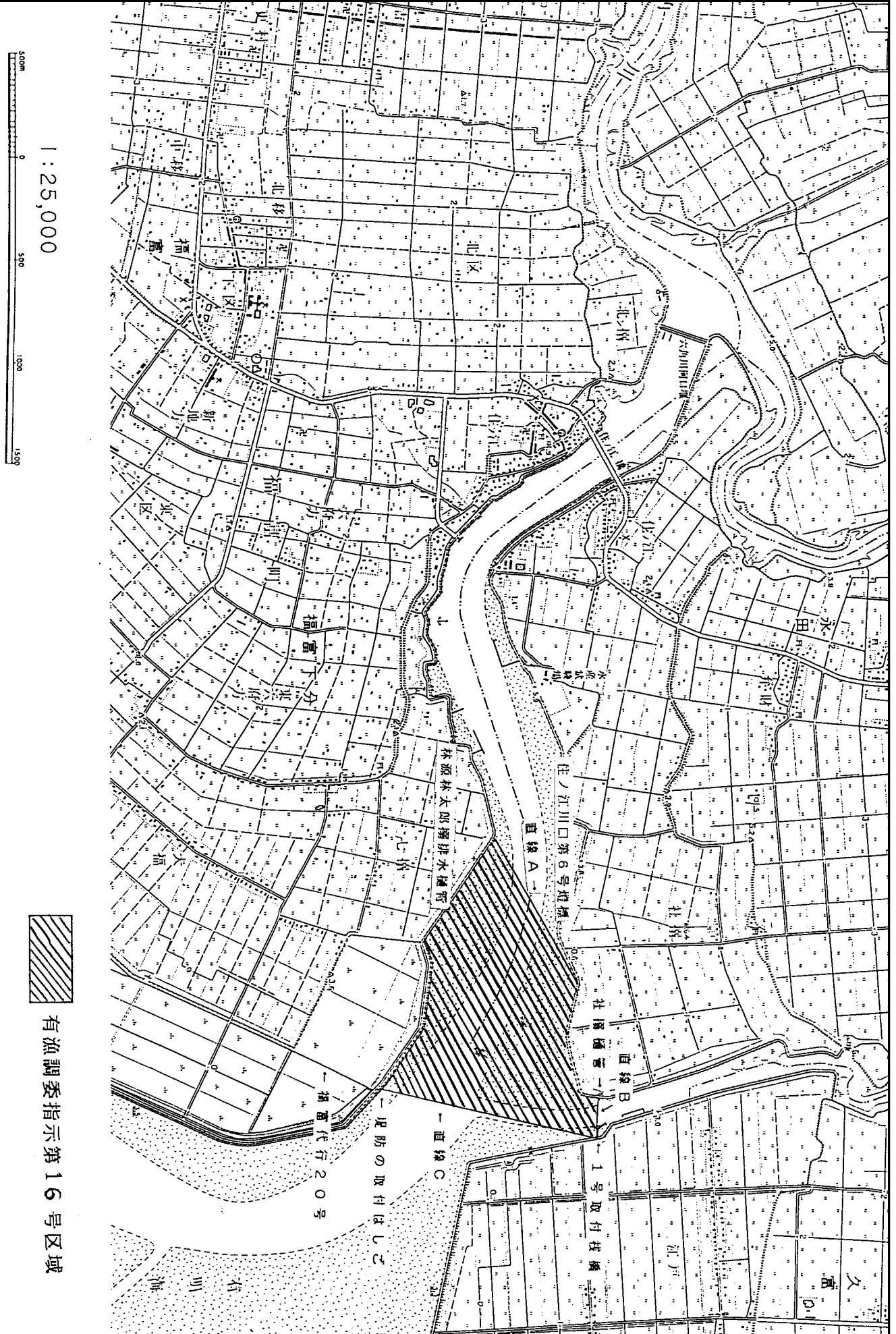
直線B 小城郡芦刈町大字下古賀字授産社堀又一〇三三番七六地先杜榑樋管下流端と同町大字下古賀字昭和堀一四四二番地先の一号取付棧橋基部を結んだ直線

直線C 小城郡芦刈町大字下古賀字昭和堀一四四二番地先の一号取付棧橋基部と杵島郡福富町大字八平字新開一一八六番福富代行二〇号線地先堤防に設置されている取付はしごを結んだ直線

購読料 一か年六、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月二十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)



1 : 25,000

有漁調査指示第16号区域